




記者発表資料

 <p>CHIBA CITY 100th ANNIVERSARY 1921-2021</p>	令和3年8月11日 市民局生活文化スポーツ部 男女共同参画課 電話 245-5059 内線 2231
---	--

千葉市パートナーシップ宣誓制度の宣誓組数が100組に到達しました

千葉市では、千葉市男女共同参画ハーモニー条例の理念に基づき、すべての市民が個人として尊重される社会の実現のため、平成31年1月29日からパートナーシップ宣誓制度を開始しました。

このたび、令和3年8月11日をもって本制度の宣誓組数が100組に到達しましたので、お知らせします。

1 千葉市パートナーシップ宣誓制度とは

LGBTの方や事実婚の方など、同性・異性を問わず、互いを人生のパートナーとする2人が宣誓を行い、市がその宣誓を証明する制度です。宣誓を行った方のうち、希望者には「パートナーシップ宣誓証明書」及び「パートナーシップ宣誓証明カード」を交付します。

2 現在の状況

(1) 年度別宣誓組数

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
宣誓組数	24組	36組	29組	11組 ※8月11日時点

(2) 都市間連携

制度利用者の軽減を図るため、令和3年2月1日から横浜市とパートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携を開始し、両市の間で転入・転出する場合の手続を簡素化しています。

3 今後の取り組み

今後も本制度に関する周知・啓発を継続して実施し、多様なパートナーシップ、家族のあり方に対する社会的な理解が広がり、誰もが自分らしく生きることができる社会が実現することを目指していきます。

また、パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関し、より多くの制度利用者の負担軽減を図るため、連携する自治体を増やすべく働きかけを行っていきます。